

令和6年度タウンミーティング意見・回答及び進捗状況 一覧（向台小学校区）

ID	小学校区	行政区名	行政区番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和7年1月31日時点)	担当部	担当課
1	向台小学校区	南部	6	成井、原新田地区の除草作業を早めに実施してほしい。(交通安全確保のためにも)	当該路線につきましては、毎年、年に2回ほど草刈りを実施しており、今年度も7月に、1回目の草刈りを実施いたしました。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」のとおりです。	建設部	道路整備課
2	向台小学校区	南部	6	遠山川の護岸工事の延伸	遠山川整備工事は令和4年度に測量設計を実施し、令和5年度から整備工事を始めております。今年度以降につきましても、引き続き整備を進めていく予定であります。 また、今年度につきましては、稲刈りが終わる秋頃に工事の発注を予定しております。	本年度も11月に契約し、継続して整備を行っております。	建設部	道路整備課
3	向台小学校区	南部	6	遠山地区踏切付近の垂れさがった枝の伐採	現地調査をしたところ、踏切までの道中、各所で枝が垂れ下がっている部分を確認されましたので、令和6年5月28日に車に接触しそうな枝につきましては剪定いたしました。 その他の枝の越境につきましては令和6年7月に所有者に通知文を送付し、剪定を依頼しております。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」のとおりです。	建設部	道路整備課
4	向台小学校区	南部	6	遠山坂から成井地区への坂道の補修(雨により道路がえぐられている)	令和6年6月の現地調査でタイヤの轍部分に段差ができているのを確認いたしましたので、碎石の敷均し等対策を実施いたします。	7月頃に補修工事を実施いたしました。	建設部	道路整備課
5	向台小学校区	南部	6	向台小から成井に向かう道路の雨水マスの清掃(ゴミがたまっていて雨の時あふれている)	現地を確認したところ、雨水樹だけでなく前後の側溝にも、落ち葉等が堆積しておりましたので、令和6年6月17日に樹・側溝の清掃を実施いたしました。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」のとおりです。	建設部	道路整備課
1	向台小学校区	向台	11	1. 道路の舗装工事の見直し要請について 向台自治会館は15年前に新築され、会館前は当時から1部舗装になっているものの、会館駐車場前の道路は15年前から「砂利道」で、年々車の往来も多く、デコボコ道である。この場所は雨が降ればその都度「大きな水たまり」が多くできる。会館は月曜から土曜日までサークル活動者や来訪者が多く「靴が水浸しになった」「車に水を跳ねられ服が濡れた」等、歩行に支障をきたすとして苦情が絶えない状態にある。 市の担当課には既に「コンクリート舗装」の要請をしているも未だ実現していない。 現状は、工事関係者がいきなり現場に来て、トラックに積載した「砂利」をデコボコ道に埋め込む補修工事をやっている。 工事関係者に確認すると市から委託され、連絡を受け、補修工事をやっているとの事である。 補修工事はデコボコ道に「砂利」をばら撒く程度で、その後の車の往来で補修2、3日後に雨が降った際には水溜まりが多くできており、あまり意味のない補修工事と認められ、この補修工事は気休めに続けられているとしか取れない。 この補修工事を市の担当者は把握しているのか、又、このような補修工事しか出来ない理由について聞かせて頂きたい。	当該路線における補修工事(碎石敷き均し)は、道路整備課発注で年に数回、車両の通行により凹んだ部分に碎石の補充を実施しております。 このように砂利敷きによる補修工事を行っている理由ですが、当該路線の道路用地は幅員2.7メートルであり、両端約90センチメートルは各宅地の敷地となっております。 さらに側溝等の排水設備もないため舗装をしようとする各宅地部分に雨水が溜まってしまうことが予想されることから碎石補充を実施しておりますのでご理解をお願いいたします。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」のとおりです。	建設部	道路整備課
2	向台小学校区	向台	11	2. 雑木林の枝葉伐採の要望 現場 牛久市牛久町字桜塚1670番地 雑木林 この問題は ・東電の電線に枝が絡まり漏電、断線で停電の恐れがある。 ・漏電、断線で停電した場合、付近住民に多大な迷惑となり牛久南中学校、牛久向台小学校の通学路にもなっており通行人及び登下校の小学、中学生に危害が及ぶ恐れがある。 として、訴え出入が6年間市役所に足を運び嘆願している6年越しの難問題です。 未だ相手からの「返事が無い」として解決に至っていない。 訴え出人は、市の担当者からは、「地権者に通知をしているが返事がない」等の回答だけで、市の対応に苦慮している。 親身な対応をお願いしたい。	当該箇所につきましては、過去、所有者に通知文を数回送付しております。 また、昨年末に所有者が変わっており、新たな所有者にも一度通知文を送付しております。その後、令和6年3月下旬に新たな所有者より、時期等は未定ですが対応を検討する旨の連絡がありました。 車両や歩行者の通行に支障はない状況ではあるため、道路管理者としては強制的に伐採・剪定は難しいと考えておりますので、今後も粘り強く所有者との連絡を継続してまいります。 なお、仮に倒木の恐れなど、通行に支障が出かねない事態が生じた場合には、市で迅速に対応してまいります。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」のとおりです。	建設部	道路整備課

令和6年度タウンミーティング意見・回答及び進捗状況　一覧（向台小学校区）

ID	小学校区	行政区名	行政区番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和7年1月31日時点)	担当部	担当課
3	向台小学校区	向台	11	3、向台小学校の通学路を「ゾーン30」の指定について ジョイフーズから向台小学校までの通学路は、国道6号線の迂回路になり年々交通量が増え、交通事故を誘発する状態にある。 前回、法定の制限速度「40kmを30kmに減速」の要望を出したが却下された。 却下の理由を聞かせて貰いたい。他府県では児童の登下校時重大事故が起きている。	前回いただきました要望につきましては、茨城県警察(牛久警察署)の管轄となります。交通規制は、警察庁の示す交通規制基準に沿って検討されていると聞いております。 当該箇所につきましても、牛久警察署より、規制速度の決定方法等から総合的に判断した結果によるものと伺っております。 市としましては、龍ヶ崎市方面からの車が多く見受けられ、速度規制に伴う慢性的な渋滞が発生すると予測されることが、一つの判断要因であると考えているところです。 ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。	ゾーン30の指定は、茨城県警察(牛久警察署)が、交通規制基準に基づき決定するもので、向台小学校前の通学路は、総合的に判断してゾーン30の指定には該当しないという判断がなされています。 しかし、通学路における児童の安全確保のために、改めてゾーン30の指定や移動式オービスの設置による取り締まり等の速度規制の代替案の検討について、併せて、令和6年8月30日に牛久警察署へ要望書を提出しました。なお、その要望書は、市長が直接、牛久警察署長に手渡しで提出しております。 また、その要望を受けて、令和6年9月12日の朝、牛久警察署で移動式オービスによる取り締まりを実施しております。	市民部	地域安全課
4	向台小学校区	向台	11	4、向台小学校前の交差点の信号機が雑木林の枝葉で見えにくい ジョイフーズから南部地区に向かう向台小学校前交差点の信号機が、進行方向左側の雑木林の枝葉で見えにくい状態になっており交通上の障害となっており枝葉の伐採をお願いします。	信号機は、茨城県警察(牛久警察署)が管理しており、令和6年5月31日に、信号機に支障がある樹木の剪定について、対応を牛久警察署に依頼し、剪定が完了しております。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」のとおりです。	市民部	地域安全課
1	向台小学校区	緑ヶ丘	12	【牛久市民の一番関心事である「牛久シャトー」について】 現在「牛久シャトー」の維持・管理及び人件費に多大な市民の血税が投入されていますが、一刻も早く利益が出る経営に転換し負の遺産からの脱却を計るべき方策を具体的に示して頂きたい。	牛久シャトーは、平成30年末に所有者であるオエノンホールディングスが、牛久シャトーの業績の悪化に伴い、飲食・物販事業からの撤退を表明いたしました。発表後は市民の皆様をはじめとする多くの方々から牛久シャトーに対するイメージ維持やご要望が寄せられました。そのため牛久シャトーの借り上げと第3セクターによる飲食・物販事業継続を決定いたしました。 しかしながら、飲食・物販事業の再スタートを切ろうとした矢先、コロナウイルス感染症が拡大し、牛久シャトーの入場休止及びそれに伴う飲食・物販事業の休止を余儀なくされ、コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した後も、円安やロシアのウクライナ侵攻の影響による燃料や材料費の高騰など、飲食業を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続いております。 そのような中でも、牛久市産のブドウを使ったワインの醸造をはじめ、クラフトビールの生産再開など、収益を確保するための事業展開を図っております。いただきましたご意見のとおり、一刻も早く利益が出る体制にすることが必要でありますので、経営陣とも認識を共有し、経営改善に取り組んでまいります。市民の皆様には大変ご心配をおかけしておりますが、牛久シャトーが包含する様々な課題や問題の一つ一つ着実に解決し、牛久のランドマークとして、市民の皆様に親しんでいただけるような運営を心掛けてまいりたいと存じます。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」のとおりです。	環境経済部	未来創造課
1	向台小学校区	東区	13	消防団の協力金について 令和6年4月30日発行「牛久市議会だより118号」で、「各行政区から各分団に提供される消防協力金について」の質問があり、これについて市民部長から「今後の消防本部での議論を踏まえて検討する。」と答弁されていたが、検討結果はどのようになっているのか。	協力金につきましては、市議会での答弁内容の詳細を申し上げますと、消防団員は行政区や地域ともつながりが強く、消防団としての活動を超えて、各地のお祭りや運動会への参加など、様々な行事に積極的に参加していることから、地域活性化への貢献などに対して、地域の青年グループとしての消防団を応援する意味を込めた、地域からの支援金と認識しており、市としては関与していないことを申し上げた次第です。 支援金の取り扱いにつきましては、現在消防団本部において協議中ですので、消防団本部に改めて早期の結論を得よう働きかけをしていきたいと思います。	9月、11月に消防団幹部との打ち合わせを実施いたしました。 また、今後検討委員会の立ち上げなども視野に入れて、市民部内でも打ち合わせを実施いたします。 引き続き結論を得られるよう協議を重ねてまいります。	市民部	防災課
2	向台小学校区	東区	13	道路にはみ出た枝の撤去について 牛久市南3-14先、南3-32先北側道路に枝が覆いかぶさるようになって交通の妨害なっている。枝切をお願いしたい。	当該箇所につきましては、過去にも数回剪定依頼の通知文を送付しております。 今回、改めて現地を確認し、令和6年6月7日付で再度通知を送付し、剪定を依頼しております。	12月頃に危険な樹木の枝につきましては、対応させていただきます。引続き地権者への通知を行うとともに緊急性のある個所につきましては、対応してまいります。	建設部	道路整備課
3	向台小学校区	東区	13	ごみ集積所への警告看板の設置について 牛久市南1-1浅間神社協のごみ集積所(№11-100)は以前からワインボトルが多くすてられたり、指定日以外にごみを出したりとマナーが悪い人がいる。 班長が警告紙を掲示したが効果がなかった。 「不法投棄監視中」牛久市・牛久警察署連盟の黄色看板を見たことがある。目立って効果があるように思えた。同所に上記の黄色警告看板を設置していただけないか。	廃棄物対策課で「不法投棄防止看板」を行政区の協力のもと設置しました。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」のとおりです。	環境経済部	廃棄物対策課

令和6年度タウンミーティング意見・回答及び進捗状況 一覧（向台小学校区）

ID	小学校区	行政区名	行政区番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和7年1月31日時点)	担当部	担当課
1	向台小学校区	みどり野	14	1. ゴミ収集の抜本的改革について 高齢化が進み、ゴミ収集場所までゴミ袋を持っていくことが困難になっていることから、区民から対策を依頼され、収集場所を確保すべく周辺を探したが、適当な場所がないのが実情です。今後さらに高齢化が進むことから、ゴミ収集方法の抜本的改革をお願いします。	ゴミ集積所の設置場所は、住民の皆さんにとって利便性が高いところが望まれる一方で、そのような場所として共通で利用できる場所は限られることから、集積所を利用する皆さんと地元行政区で決めていただいているところですが、特に住宅地は集積所を増設する場所が無いとのこと意見は多く、区長の皆さんは苦慮していることと存じます。市としまして、これまでご相談いただいた場合には、出来る限り相談に乗り、円滑な設置場所の確保に努めております。しかしながら、ご指摘のとおり将来的にはますます高齢化が進むことから、今後、将来的なゴミ収集の方法について、他市の事例なども参考にしながら検討してまいりたいと考えております。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」のとおりです。	環境経済部	廃棄物対策課
2	向台小学校区	みどり野	14	2. 「コミュニティバス」のルートの見直しについて(前年度に続いて要請) 現在、「コミュニティバス」は、東みどり野から来て、「はなみずき通り」を普通のスピードで走り去っていきす。そのため、みどり野区民から利用者はほとんどいない状況です。「はなみずき通り」から、常磐線方向に行き、みどり野区内を通過するルートの変更を検討願います。 高齢化が進み、免許返納・体力の衰えなどで、通院・買い物等に苦労している方が増えています。再度検討をお願いします。	みどり野ルートにおいては、ドライバーの働き方改革による運転手不足に加え、交通状況の遅れによる遅延を解消するため、本年4月に減便を伴う所要時間の見直しを行ったところ です。 みどり野行政区内には、コミュニティバスと路線バスが重複するエリアもある為、バス停の配置を考慮する必要があり、ルート全体の所要時間やその他のルートも含め、運転手不足や車両数などが限られた中でも、効率的な配置や便数など、市内公共交通全体での検討を引き続き行ってまいります。	引き続き、運転手不足や効率的な車両の配置、便数等について検討してまいります。	経営企画部	政策企画課
3	向台小学校区	みどり野	14	3. 「安否確認カード」の全戸配布をお願いします。 令和6年3月15日(金)に実施された、「自主防災会発表会」において、小坂団地自主防災会が発表した「安否カード」は非常に良いと思います。 市で全戸配布することの検討をお願いします。	安否カード等、災害時における各家庭の安否を示すサインにつきましては、小坂団地を始めとした市内の複数の行政区、自主防災組織にて導入されていることは把握しており、市といたしましても重要な取り組みであることと認識しておりますので、今後、他の行政区にも先進事例として紹介してまいります。 安否確認は、行政区や自主防災組織がそれぞれの実情に応じた方法により行っておりますので、今後も行政区等の判断の参考となるよう、情報提供を行ってまいります。	市では自主防災組織を新たに結成する行政区には結成に関する補助、資機材整備に関する補助を出しております。 今後、自主防災組織を結成する行政区には、本補助制度にて、安否確認カードの整備が可能であることなどを、紹介してまいります。	市民部	防災課
1	向台小学校区	東みどり野	15	1. 向台小学校の登下校時の見守り要員が高齢化し、年々減少しているので、PTAや保護者等に応援していただく事を検討してください。	日頃より児童生徒の登下校の安全確保(見守り)にご協力を賜り御礼申し上げます。 各小学校区によって見守りの方法や担当されている方は異なりますが、現状としては、子ども会、PTAの校外委員や地区社会福祉協議会の方々、地域の見守りボランティアの方々等に協力をいただいております。 見守りに携わっていただいている方の確保の問題につきましては、教育委員会のみならず市内でもどのような方法が可能か検討してまいります。 また、地域と学校が連携して子供たちの成長を支える仕組みである学校運営協議会において見守りについてご協議いただきながら、見守り活動者や活動団体との連携・協働と地域の方々や保護者等への協力に対する理解促進に努めてまいります。	引継ぎ見守り活動についての検討や、保護者や地域の方々への協力に対する理解促進に努めてまいります。	教育委員会	生涯学習課
2	向台小学校区	東みどり野	15	2. 高齢者の帯状疱疹の予防対策の関心が高まっています。 ワクチンの予防接種には高額な費用がかかります。市からの補助金はありますか？ 例えば神奈川県海老名市では50歳以上の方が帯状疱疹ワクチンを接種する場合、「シングリックス」だと1回あたり23,100円(税込)ですが、海老名市からの助成金を1回あたり10,000円受けることができます。「シングリックス」は2回接種が必要なため合計46,200円(税込)に対して助成金20,000円を受けられます。つまり、実際の費用負担は26,200円(税込)になります。	帯状疱疹ワクチンにつきましては、国は、令和6年6月20日に行われた厚生労働省の専門家会議において、予防接種法に基づく「定期接種」に位置付ける方針を了承したところです。今後、具体的な運用を含め、国において検討され、正式に決定されることとなりますが、定期接種になると、接種費用は全額、または一部を公費で負担することとなります。 現状においては、任意の予防接種であり、市では費用助成は行っておりませんが、後遺症である帯状疱疹後神経痛は、免疫低下や加齢がリスク因子であり、発症部位によっては失明や聴力低下・めまいなどにより、今までどおりの生活が困難となる場合もあることから、ワクチン接種等発症予防に努めることは大変意義のあることと認識しております。今後の国の動向を注視し、市においても具体的な実施に向けて検討および準備をしてまいります。	国の方針により帯状疱疹ワクチンは2025年4月1日より定期予防接種になります。牛久市においても現在実施に向けて準備中です。 ＜定期接種対象者1～4＞ (1) 65歳の者 (2) 60歳以上65歳未満のヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者 (3) 5年間の経過措置対象者(5歳年齢ごと)70、75、80、85、90、95歳 (4) 100歳以上の者(令和7年度のみ対象) ＜開始時期＞令和7年4月1日～ ＜ワクチン種類及び接種回数＞生ワクチン1回接種または不活化ワクチン2回接種 ＜公費助成額＞新年度予算計上のため3月議会で決定後、4月1日号広報紙でお知らせします。	保健福祉部	健康づくり推進課
3	向台小学校区	東みどり野	15	向台小学校の通走路(根古屋川から向台小学校まで)の拡張計画はありますか？	当該道路は向台小学校への通走路となっており、現況幅員も約1.8メートル程度と狭いため、「一般車両の通行はご遠慮ください」との看板を設置しております。また、拡幅すると通過車両も増えると思われるため拡張計画は現在のところございません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」のとおりです。	建設部	道路整備課

令和6年度タウンミーティング意見・回答及び進捗状況　一覧（向台小学校区）

ID	小学校区	行政区名	行政区番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和7年1月31日時点)	担当部	担当課
4	向台小学校区	東みどり野	15	地震の際の震度の発表が牛久市は近隣市町村に比べて低いのは理由がありますか？	つくば市の「国立研究開発法人・防災科学技術研究所」に確認したところ、「地震は震源地、震源の規模(マグニチュード)等によって震度が決まるため、牛久市内でも場所によって震度が異なることはあり得るとのことで、「牛久市の地盤は『更新世段丘(こうしんせいだんきゅう)』という、1万年以上前に形成された段丘の上にあり、比較的安定した地盤に立地していることから、近隣市町村より震度が低くなることはあり得ると考えられます。」という旨の回答をいただいております。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」のとおりです。	市民部	防災課
5	向台小学校区	東みどり野	15	最近外国人の居住者が多くなって、幼稚園にかよう園児が増えています。日本語が話せない園児に日本語を教える機関はないのでしょうか？	生涯学習課では、次年度就学予定園児の外国籍で日本語があまり話せない保護者の方に対し訪問型家庭教育支援員を派遣することなどにより支援を行っております。具体的には、保護者からの子育てに関する相談などに関係する機関へつないだり、就学時健康診断や入学説明会等で通訳や翻訳の援助を支援員に行っていたいております。	12月19日(木)に外国籍保護者を対象とした「学習相談会」を実施し、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校の学習や進路に関する情報を提供する場を設けました。 また、2月14日(金)開催の訪問型家庭教育支援推進協議会において、外国籍の保護者やその児童生徒に対して、どのように支援の輪を広げていったらよいのかについての協議を行います。 その中で来年度につながる提案については、今後検討してまいります。 これからも外国籍保護者や児童生徒のため、関係機関との連携を深めながら具体的な支援の形を検討してまいります。	教育委員会	生涯学習課
6	向台小学校区	東みどり野	15	選挙の際の投票時間の短縮について 1 茨城県内の投票時間7:00～20:00までは牛久市、守谷市、稲敷市、河内町の4市・町です。44市町村の中で4ヶ所以外はほとんどが18:00で終了しています。20:00までにしている理由を教えてください。 働き方改革を進めている中で職員の稼働削減と立会人の稼働軽減を図るため18:00終了を検討願いたい。 2 ちなみに南第3投票区投票所の2023年4月23日の市議会議員選挙では2,742人の有権者中18:00～19:00の投票者は46人、19:00～20:00は20人2023年9月10日の市長選では2,748人の有権者中18:00～19:00の投票者は90人、19:00～20:00は38人以上のように市議会議員選挙では有権者の2.4%市長選では4.7%でした。参考までにデータを記載しました。	公職選挙法第40条において、投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じると規定されております。ただし、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、繰り上げることができるとされております。なお、茨城県選挙管理委員会より、経費の節減や投票所事務従事者の負担軽減等、選挙人の投票の支障の有無と関係のない事由を「特別の事情」と解することはできないとの見解が出されております。 2022年の参議院議員通常選挙における各都道府県の繰り上げ状況については、神奈川県と大阪府は全投票所で午後8時までを維持し、千葉県1.3%、東京都1.4%、埼玉県2.1%、兵庫県2.9%、愛知県3.8%と都市部では繰り上げ率は低くなっております。他方で、一部の県では繰り上げが進んでおり、全国で最も繰り上げ率の高い茨城県は96.7%となっております。 直近の選挙では、2023年4月23日の牛久市議会議員一般選挙における当日投票の18:00～20:00の投票者は2,172人 2023年9月10日の牛久市長選挙における当日投票の18:00～20:00の投票者は2,692人でした。 このように、午後6時以降に一定数の投票者が存在することを考慮し、選挙管理委員会では、投票時間を公職選挙法に規定されている午後8時までとしております。一方で長時間投票業務に携わる立会人に負担が生じている現状も理解しておりますので、投票時間の短縮のみに限らず、負担軽減の方法について、選挙管理委員会において慎重な検討が必要であると考えております。	令和6年10月に執行した衆議院議員総選挙は、議会解散から選挙期日まで1か月程度であったことから、選挙管理委員会において、投票時間繰り上げについて議論する時間はありませんでした。	総務部	総務課